

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月11日

【四半期会計期間】 第51期第1四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 工藤建設株式会社

【英訳名】 KUDO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 工藤 英司

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

【電話番号】 045(911)5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 秋澤 滋

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

【電話番号】 045(911)5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 秋澤 滋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第50期	第51期	第50期
	第1四半期累計期間 自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	第1四半期累計期間 自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高 (千円)	3,517,663	3,587,168	19,801,167
経常利益又は経常損失() (千円)	47,860	18,125	551,897
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (千円)	27,488	17,757	355,715
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	15,453	5,051	34,710
資本金 (千円)	867,500	867,500	867,500
発行済株式総数 (千株)	1,331	1,331	1,331
純資産額 (千円)	4,059,064	4,261,019	4,394,746
総資産額 (千円)	14,781,451	13,741,689	13,560,189
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	24.08	15.56	311.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	105.00
自己資本比率 (%)	27.5	31.0	32.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、当社業績に与える影響については慎重に注視してまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当第1四半期累計期間における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、感染拡大の防止策や政府による各種政策の効果等もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されているものの、感染拡大による社会経済活動への影響が内外経済活動を下振れさせるリスクの高まりに十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、公共投資は高水準で底堅く推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響による民間企業の経営環境の悪化に伴う建設投資は持ち直してきておりますが、今後も建設需要やニーズの変化に対して注視が必要な状況が続いております。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による新設住宅着工戸数は、持家においてはこのところ持ち直しの動きがみられ、分譲住宅はおおむね横ばい、貸家においては底堅い動きとなっております。

介護業界におきましては、高齢化率の上昇及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会インフラとしてサービスの安定供給が一層高まるなか、介護事業者については、有効求人倍率が高い数値で推移しており、引き続き介護人材の確保と組織づくりが介護事業者の課題となっております。

このような情勢のなか、当社は、神奈川・東京を中心とした営業エリアにおいて、お客様の感動を創造し、人生のさまざまなステージを支える生活舞台創造企業を目指して事業展開を図ってまいりました。

この結果、第1四半期累計期間における業績は、売上高35億87百万円（前年同期比2.0%増）、営業損失1百万円（前年同期は営業利益61百万円）、経常損失18百万円（前年同期は経常利益47百万円）、四半期純損失17百万円（前年同期比は四半期純利益27百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<建設事業>

売上高は、手持ち工事の順調な進捗により、14億17百万円（前年同期比0.5%減）、営業利益は32百万円（前年同期比27.8%減）となりました。

<不動産販売事業>

不動産販売部門に係る売上はございません。

<建物管理事業>

売上高は、手持ち大規模修繕工事の順調な進捗により、8億67百万円（前年同期比4.3%増）、営業利益は69百万円（前年同期比45.2%増）となりました。

<介護事業>

売上高は、入居率の向上により、13億2百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益は新規施設の開所に伴う費用の増加により45百万円（前年同期比57.0%減）となりました。

財政状態の状況

(資産の部)

当第1四半期会計期間末における資産の残高は、137億41百万円(前事業年度末残高135億60百万円)となり1億81百万円増加しました。その主な要因は、現金及び預金が75百万円、完成工事未収入金等が3億25百万円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第1四半期会計期間末における負債の残高は、94億80百万円(前事業年度末残高91億65百万円)となり3億15百万円増加しました。その主な要因は、短期借入金が10億61百万円増加し、工事未払金等が3億9百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、42億61百万円(前事業年度末残高43億94百万円)となり1億33百万円減少しました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定、または、締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,400,000
計	4,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,331,220	1,331,220	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	1,331,220	1,331,220		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日		1,331,220		867,500		549,500

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 189,600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,137,200	11,372	同上
単元未満株式	普通株式 4,420		同上
発行済株式総数	1,331,220		
総株主の議決権		11,372	

(注) 単元未満株式には当社所有の自己株式62株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 工藤建設株式会社	神奈川県横浜市青葉区 新石川四丁目33番地10	189,600		189,600	14.29
計		189,600		189,600	14.29

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号。以下、「四半期財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について監査法人FRIQによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第50期事業年度 清陽監査法人

第51期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 監査法人FRIQ

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,788,410	2,864,298
完成工事未収入金等	1,459,631	1,784,788
未成工事支出金	393,597	67,637
不動産事業支出金	398,274	398,274
貯蔵品	38,948	36,693
その他	413,064	407,633
貸倒引当金	5,618	6,648
流動資産合計	5,486,307	5,552,677
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,945,680	1,945,680
その他(純額)	1,372,823	1,392,801
有形固定資産合計	3,318,504	3,338,482
無形固定資産		
無形固定資産合計	167,864	163,214
投資その他の資産		
差入保証金	3,885,311	3,935,658
その他	709,318	758,506
貸倒引当金	7,116	6,849
投資その他の資産合計	4,587,513	4,687,315
固定資産合計	8,073,882	8,189,011
資産合計	13,560,189	13,741,689
負債の部		
流動負債		
工事未払金等	1,030,420	721,166
短期借入金	700,000	1,761,334
1年内返済予定の長期借入金	1 667,675	1 708,076
1年内償還予定の社債	30,000	20,000
未払法人税等	126,135	14,429
未成工事受入金	711,878	459,171
完成工事補償引当金	55,182	58,160
賞与引当金	82,807	107,793
転貸損失引当金	28,662	31,659
役員賞与引当金	21,800	-
その他	1,599,451	1,156,072
流動負債合計	5,054,011	5,037,863
固定負債		
社債	40,000	30,000
長期借入金	1 1,299,572	1 1,524,379
預り保証金	2,015,549	2,135,092
転貸損失引当金	128,028	125,128
その他	628,282	628,207
固定負債合計	4,111,431	4,442,806
負債合計	9,165,443	9,480,669

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	867,500	867,500
資本剰余金	549,500	549,500
利益剰余金	3,466,096	3,325,938
自己株式	496,735	496,735
株主資本合計	4,386,360	4,246,202
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,385	14,816
評価・換算差額等合計	8,385	14,816
純資産合計	4,394,746	4,261,019
負債純資産合計	13,560,189	13,741,689

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年7月1日 至2021年9月30日)
売上高		
完成工事高	1,587,809	1,643,452
不動産事業等売上高	676,856	640,836
介護事業売上高	1,252,997	1,302,879
売上高合計	3,517,663	3,587,168
売上原価		
完成工事原価	1,317,881	1,389,261
不動産事業等売上原価	584,139	550,804
介護事業売上原価	1,105,406	1,205,515
売上原価合計	3,007,427	3,145,582
売上総利益		
完成工事総利益	269,928	254,190
不動産事業等総利益	92,717	90,031
介護事業総利益	147,591	97,363
売上総利益合計	510,236	441,585
販売費及び一般管理費	448,239	443,078
営業利益又は営業損失()	61,996	1,492
営業外収益		
受取利息	1,054	1,036
受取配当金	3,630	8,250
助成金収入	3,211	-
その他	2,761	2,579
営業外収益合計	10,657	11,865
営業外費用		
支払利息	22,363	21,900
その他	2,429	6,597
営業外費用合計	24,793	28,498
経常利益又は経常損失()	47,860	18,125
特別利益		
固定資産売却益	-	99
特別利益合計	-	99
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	47,860	18,025
法人税、住民税及び事業税	13,309	3,674
法人税等調整額	7,062	3,941
法人税等合計	20,372	267
四半期純利益又は四半期純損失()	27,488	17,757

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関する完成工事高の計上について、従来は、各報告期間の末日までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、期間がごく短い工事については、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、介護事業に関する売上高の計上についても、従来、入居金額の一部を一括で収益認識し、残額を契約に基づく期間にわたり均等に収益認識する方法によっておりましたが、入居金額の全額を合理的に算定した想定入居期間にわたり収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は405,087千円、売上原価は364,579千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ40,507千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,536千円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、当第1四半期会計期間以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

1 財務制限条項

前事業年度(2021年6月30日現在)

当社は、(株)横浜銀行との間で、返済期限を2022年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在200,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されています。当該条項に抵触した場合は、(株)横浜銀行の当社に対する請求により本契約は終了することとなります。

() 決算期末日(各事業年度の末日)における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。

() 決算期末日(各事業年度の末日)における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社は、(株)横浜銀行との間で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在482,141千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されています。当該条項に抵触した場合は、(株)横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

() 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

() 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2022年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在260,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されています。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。

また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。)の翌月以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日(翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(当該日を含む。))までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.5%

(2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

() 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

() 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を2021年11月30日とする当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在は借入金残高はありません。

毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。

(1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が2019年6月期末の純資産の部の金額の75%以下になったとき。

(2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。

当社は、(株)りそな銀行との間で、返済期限を2021年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末現在は借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されています。当該条項に抵触した場合は、(株)りそな銀行の当社に対する通知により、当社は(株)りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。

() 本契約締結日以降の決算期(第二四半期を含まない)の末日における単体の貸借対照表における純資産の

部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

（ ）本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

当第1四半期会計期間(2021年9月30日現在)

当社は、(株)横浜銀行との間で、返済期限を2022年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（ ）から（ ）が付されております。当該条項に抵触した場合は、(株)横浜銀行の当社に対する請求により本契約は終了することとなります。

（ ）決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。

（ ）決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社は、(株)横浜銀行との間で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在464,282千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（ ）から（ ）が付されております。当該条項に抵触した場合は、(株)横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

（ ）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ ）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2022年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在320,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（ ）から（ ）が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。

また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。）の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日（翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（当該日を含む。）までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日）（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」= 原契約の「利率」+ 0.5%

(2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

（ ）2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ ）2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当社は、(株)りそな銀行との間で、返済期限を2021年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（ ）から（ ）が付されております。当該条項に抵触した場合は、(株)りそな銀行の当社に対する通知により、当社は(株)りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。

（ ）本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

（ ）本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

当社は、(株)横浜銀行との間で、返済期限を2026年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在450,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、(株)横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスケジュールは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

2 偶発債務

保証債務

次の保証先について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
医療法人社団 和五会	30,000千円	30,000千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)及び当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

当社の売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡し第3、第4四半期会計期間に集中しているため、第1、第2四半期会計期間における売上高に比べ第3、第4四半期会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	44,266千円	48,802千円
のれんの償却費	9,686千円	9,686千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	119,877	105.0	2020年6月30日	2020年9月30日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	119,863	105.0	2021年6月30日	2021年9月29日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	6,600千円	6,600千円
持分法を適用した場合の 投資の金額	208,505千円	206,875千円
	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
持分法を適用した場合の 投資利益の金額	15,453千円	5,051千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	建設事業	不動産 販売事業	建物管理 事業	介護事業	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	1,423,938	9,015	831,712	1,252,997	3,517,663	-	3,517,663
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,423,938	9,015	831,712	1,252,997	3,517,663	-	3,517,663
セグメント利益	45,619	7,015	47,597	105,883	206,114	144,118	61,996

(注) 1. セグメント利益の調整額 166,947千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	建設事業	不動産 販売事業	建物管理 事業	介護事業	計		
売上高							
一時点で移転される財	311,003	-	172,492	43,644	527,140	-	527,140
一定の期間にわたり移転 される財	1,106,013	-	198,647	1,257,734	2,562,395	-	2,562,395
顧客との契約から生じる 収益	1,417,016	-	371,140	1,301,379	3,089,536	-	3,089,536
その他の収益	-	-	496,131	1,500	497,631	-	497,631
外部顧客への売上高	1,417,016	-	867,272	1,302,879	3,587,168	-	3,587,168
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,417,016	-	867,272	1,302,879	3,587,168	-	3,587,168
セグメント利益又は損失 ()	32,927	-	69,100	45,555	147,583	149,075	1,492

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 149,075千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	24円08銭	15円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()金額 (千円)	27,488	17,757
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失 金額()金額(千円)	27,488	17,757
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,141	1,141

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月9日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都新宿区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 外山 千加良

指定社員
業務執行社員

公認会計士 延兼 和也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている工藤建設株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第51期事業年度の第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、工藤建設株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年6月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2020年11月5日付で無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年9月28日付で無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。